

平成 27 年 6 月 29 日
電源開発株式会社

「国民保護業務計画」の修正について

当社は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に基づき、当社の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた「国民保護業務計画」を修正しました。

同法第 36 条第 7 項に基づき、経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告を行うとともに、ここに公表いたします。

以 上

<添付資料>

- ・「国民保護業務計画」の全文